

遊佐町エコオフィスプラン

遊佐町環境物品等の調達の推進に関する基本方針

遊佐町温室効果ガス排出抑制実行計画

・・・環境共生都市ゆざの実現を目指し、地球にやさしい環境づくり・・・

ゆざまちエコアクションプラン

平成13年4月策定
平成17年4月改訂
平成18年4月改訂
平成21年4月改訂
平成23年4月改訂
平成28年4月改訂
令和3年4月改訂

遊 佐 町

*** 目 次 ***

I 計画の基本的事項	1
1. 計画の趣旨	
2. 計画の目的	
3. 計画の対象	
4. 計画の期間	
5. 計画の位置づけ	
II 具体的な行動計画	3
1. グリーン購入に関する取り組み	
2. 自動車の利用に関する取り組み	
3. 庁舎および公有施設の管理に関する取り組み	
4. 環境に負荷の少ない公共事業に関する取り組み	
5. 取り組みの対象	
III 温室効果ガスの削減	8
1. 削減の目標	
2. 取り組みの対象	
IV 計画の推進体制	10
1. 計画の推進体制	
2. 財政措置	
3. 職員の意識の高揚	
4. 実施状況の点検・評価	
5. 推進結果の公表	
V 遊佐町エコプラ推進会議設置要綱	11

<解説>

i 「エコオフィスプラン」

● 国の環境基本計画及び率先実行計画策定の経緯

環境基本法に基づく国の第一次環境基本計画(平成 6 年 12 月閣議決定)は、国のみならず、地方公共団体、事業者、国民、民間団体が公平に役割を分担し、自主的積極的に環境保全活動を行うことによって、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会をつくることを目指し、「循環」「共生」「参加」「国際的取り組み」の 4 つの長期目標を掲げた。

環境基本計画の第一次計画を受け、国自らが事業者・消費者として行う通常の経済活動に伴う環境への負荷の低減に向け、平成 7 年 6 月に「率先実行計画」を閣議決定し、政府一体となって環境保全にむけた施策の取り組みを行ってきた(～平成 12 年度)。

現在の計画は、平成 30 年 4 月 17 日に決定された第五次環境基本計画に基づくものである。

● 町の率先実行計画（エコオフィスプラン）

国の率先実行計画では、「地方公共団体においてもこの計画の趣旨を踏まえた率直的な取り組みが行われることを期待し、計画の周知を図るとともに、必要な支援に努めるものとする」と述べられており、町自ら率先して環境負荷の低減に向けた取り組みを定めた率先実行計画（エコオフィスプラン）を策定するものである。

ii 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」第 10 条により、地方公共団体は環境物品等の調達を図るための方針を作成し、それに基づいて調達推進するよう努力義務が課せられている。

iii 「温室効果ガス排出抑制実行計画」

平成 10 年 10 月の「地球温暖化対策の推進に関する法律（通称：地球温暖化対策推進法）」第 21 条により、都道府県および市町村は、その事務および事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（温暖化対策の実行計画）を策定することが義務付けられている。

I 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の定着に伴い、人間の生活活動が環境への負荷を増大させ、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨（雪）など地球規模での環境破壊が問題となっております。これらの問題を解決するためには、町民、事業者及び行政のすべての者の協働によって、省資源・省エネルギーなどの行動を推進し、環境への負荷を低減していくことが急務となっております。

こうしたなか、国においては、平成9(1997)年に温室効果ガス排出量の削減目標を定めた京都議定書採択に代わり、平成27(2015)年のCOP21で採択されたパリ協定を踏まえ、同年に決定した「日本の約束草案」に基づき、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにし、国、地方公共団体の実行計画の策定など、各主体の取組みを促進するための法的枠組みを整備した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。

本町では、平成11年3月に策定した「ゆざまち環境基本計画」において、町民、事業者、町が各役割のなかで環境への負荷の低減に向けて努力することを求め、環境の目指すべき理念と目標を定めております。

その後、環境保全施策の具体的な行動のひとつとして、“遊佐町役場”が事業者、消費者として、環境にやさしい製品の購入・使用、ごみ減量・リサイクル、省エネルギー活動を率先して取り組むため、平成13(2001)年4月に「ゆざまちエコアクションプラン」を策定し、第1期として平成13(2001)年度から平成22(2010)年度までの10年間、第2期として平成23(2011)から平成27(2015)年度までの5年間、さらに第3期として平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間を対象とし、事務事業における環境配慮に努めてきました。平成19年(2007)4月には町民監査を取入れた「遊佐町環境マネジメントシステム（LAS-E）」を導入して取り組んでいます。

この度、現行計画(第3期)が令和2年度をもって終了することから、これまでの実績を踏まえ、引き続き率先して町の事務事業の実施による環境負荷の低減に取り組むため、第4期計画を策定します。

2. 計画の目的

この計画は、遊佐町が行う事務事業において、環境負荷の低減を図るとともに、事業所としての町が率先して実行することにより町民及び事業者等の環境配慮行動を促進することを目的とします。また、実行計画を着実に推進することにより、町の事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の削減を図ります。

3. 計画の対象

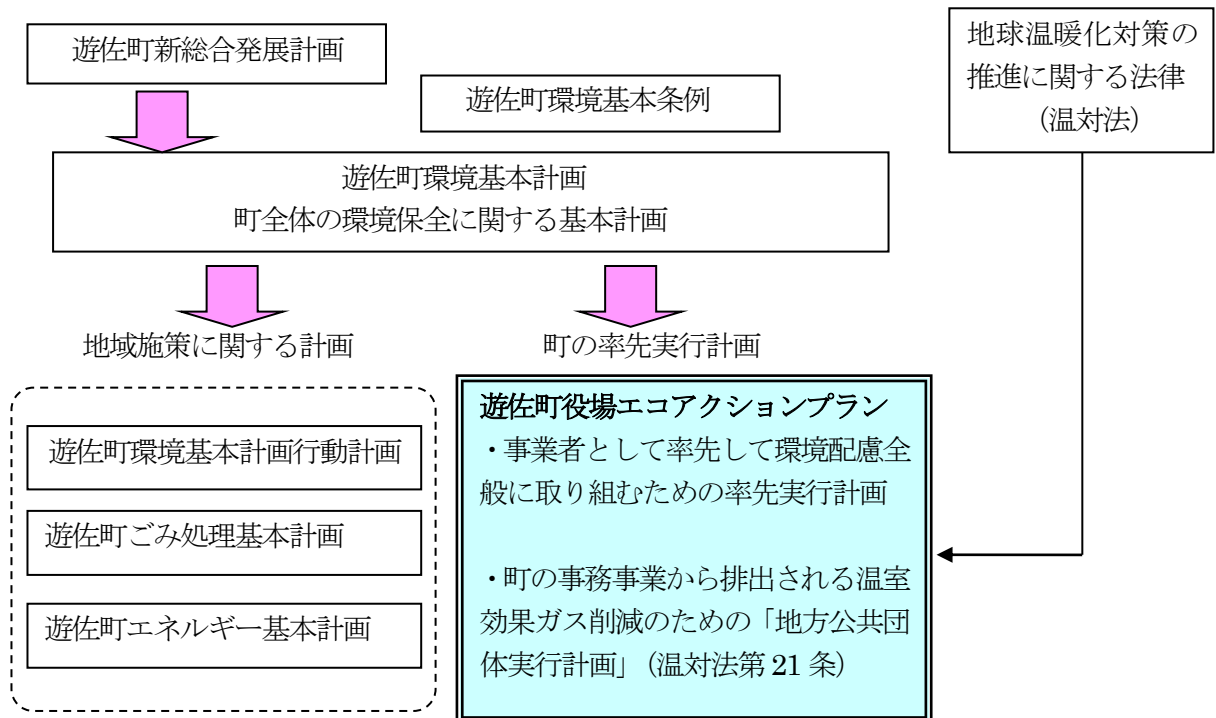
この取り組みは、遊佐町役場全ての施設の管理運営と事務事業を対象とします。

4. 計画の期間

この取り組みは、令和3年度から令和7年度までの5か年間とします。

5. 計画の位置づけ

本計画は、自治体として率先して環境配慮全般に取り組むための率先実行計画及び町の事務事業から排出される温室効果ガス削減のための「地方公共団体実行計画」（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条）として位置づけることとします。



Ⅱ 具体的な行動計画

1. グリーン購入に関する取り組み

グリーン購入基本方針

平成 17 年 4 月 1 日

1. 基本的な考え方

物品等の使用量の削減、有効利用に努めることを第一とし、購入にあたっては環境への負荷の少ない製品を優先的に購入するため、次により取り扱うこととする。

① 必要性を考慮する。

購入する前に、部署・職員相互に物品の融通・調達を図るなどし、購入が必要かどうかを充分に考える。購入するときは、必要最小限の量とする。

② ライフサイクルを考慮する。

物品等の調達にあたっては、資源採取から廃棄までの物品等のライフサイクル全体について考慮し、次の要件に基づき物品等を判断する。

- ・ 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
- ・ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ・ 再生可能な天然資源を持続可能に利用していること。
- ・ 長期間の使用ができること。
- ・ 再使用が可能であること。
- ・ リサイクルが可能であること。
- ・ 再生材料や再使用部品を用いていること。
- ・ 廃棄されるときは、適正な処理・処分が容易なこと。

③ 調達手続きの簡素化を図るため、エコマークや国際エネルギースターロゴ、再生 PET 樹脂リサイクル推奨マークなどのエコラベルやグリーン購入のための GPN データベース等を参考にする。

2. 対象組織

町長部局、議会事務局、教育委員会、監査委員会、農業委員会、選挙管理委員会

3. 特定調達品目とその判断基準、調達目標

- ・ 重点的に調達を推進する環境物品等（「特定調達品目」という。）の種類、判断の基準等については特定調達品目一覧を参考として行う。また、特定調達品目一覧については、品目および判断基準の変更・新規追加等により内容が変更するので、最新の情報を参考に行う。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>)

- ・ 調達目標を 100%とする。

(参考／一括購入品目)

白表紙 (A4・B4)・セロテープ・つづりひも・のり (スティック・液状)・ホチキス・ホチキス針 (NO10)・付箋・輪ゴム・消しゴム・指サック・スタンプ台 (赤・青・黒)・クリップ・インデックス (赤・青)・蛍光管各種・封筒 (角2・長3・長40)・クラフト封筒 (角2・長40) 等

2. 自動車利用に関する取り組み

(1) 低公害車の導入計画

〔数値目標〕 ●新規に購入する公用車(特殊車両等を除く)の全てを低公害車とする。

①ハイブリッド車などの低公害車を更新時に合わせて計画的に導入する。

(2) ディーゼル車の環境対策

①更新時にあつては、燃焼効率の高い低公害車を計画的に購入する。

(3) 公用車燃料使用量の節減

①待機時のエンジン停止を励行する。

②急発進、急加速、不要なアイドリングをしないよう穏やかな運転を行い、エコドライブを推進する。

③タイヤの空気圧調整等定期的な車の点検を励行する。

④経済速度で走行する。

(4) 自動車利用の自粛

①通勤距離が2km未満の通勤者は、極力徒歩または、自転車を利用する。

②公用自転車を計画的に配置する。

3. 庁舎および公有施設の管理に関する取り組み

(1) 省エネルギーの推進

〔数値目標〕 ●施設の電力使用量を令和7年度において令和2年度比で2.5%削減するよう努める。

●施設の燃料使用量(公用車燃料を除く)を令和7年度において令和2年度比で2.5%削減するよう努める。

① 室内温度は、冷房は28℃以上、暖房は20℃以下とする。なお、冷房はOA機器に支障をおよぼさない範囲とする。

② 昼休み中は、受付事務や来客の場合を除き消灯し、OA機器等の電源を切る。

③ 勤務時間中は、労働安全衛生法の基準に留意しながら廊下では1/2程度、窓際では1/3程度消灯する。

④ 時間外勤務中は、不要な照明器具を消灯する。

⑤ 業務終了後は、OA機器の主要電源を切る。

⑥ OA機器、照明器具、冷蔵庫等の電化製品は、更新時において環境にやさしい省エネルギー型を購入する。

⑦ 施設においては草花や樹林を植栽し緑化に努めるとともに、緑のカーテンの普及に積極的に取り組む。

(2) 節水に関する取り組み

〔基本目標〕 ●水道水の使用量を節減するよう努める。

① 水栓には必要に応じて節水コマを設置する

② 職員一人ひとりが節水に心掛け、無駄に水を使用しない。

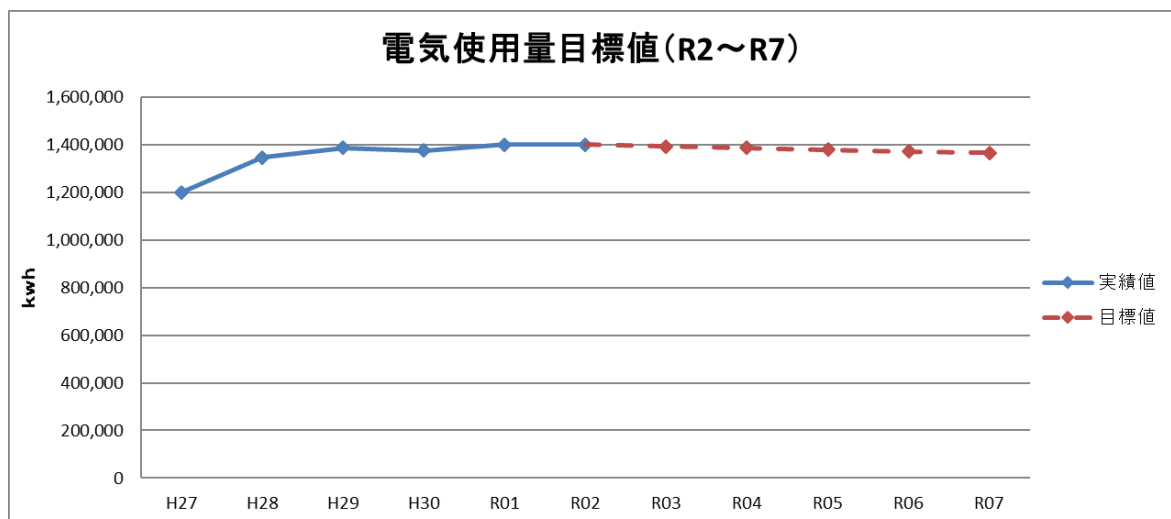
(3) 分野別削減目標値

種別	実績値		比較	目標値	削減率
	H27	R2		R7	
電気	1,201,642	1,400,700	17%	1,365,683	△2.5%
灯油	188,792	160,473	△15%	156,461	△2.5%
ガス	8,707	8,316	△4%	8,109	△2.5%
水道	31,424	29,242	△7%	28,511	△2.5%

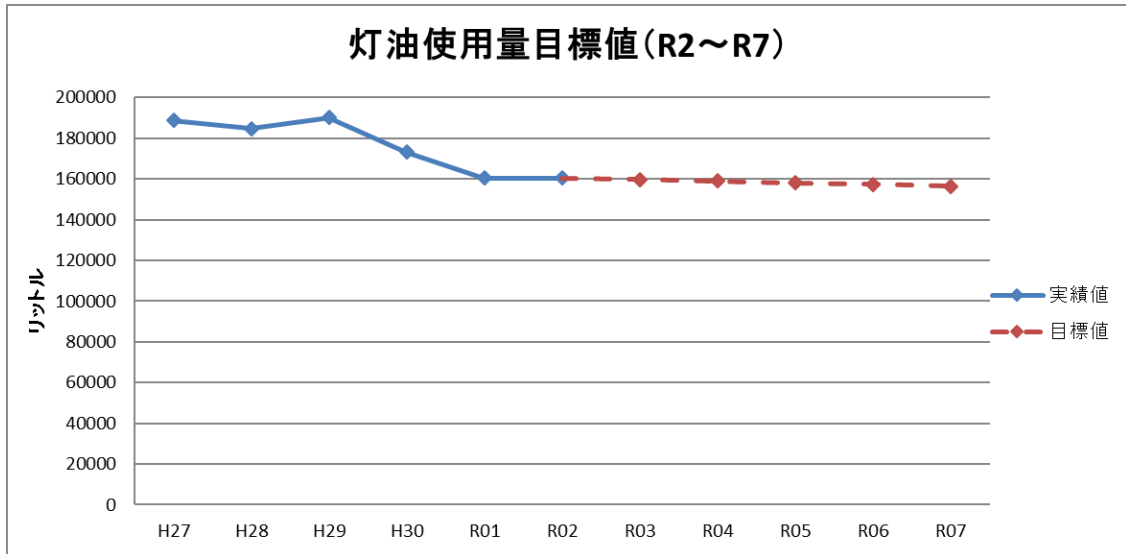
※参考 H27-R1 削減率

年度	電気		灯油		ガス		水道	
	使用量 (kwh)	対前年度 削減率	使用量 (ℓ)	対前年度 削減率	使用量 (m3)	対前年度 削減率	使用量 (m3)	対前年度 削減率
H27	1,201,642		188791.7		8,707		31,424	
H28	1,348,058	12%	184668.5	-2%	9,106	5%	32,175	2%
H29	1,388,476	3%	189996.2	3%	8,627	-5%	32,690	2%
H30	1,376,025	-1%	173233.57	-9%	8,754	1%	30,029	-8%
R01	1,400,700	2%	160473	-7%	8,316	-5%	29,242	-3%
平均値	1,342,980	4%	179432.6	-4%	8,702	-1%	31,112	-2%

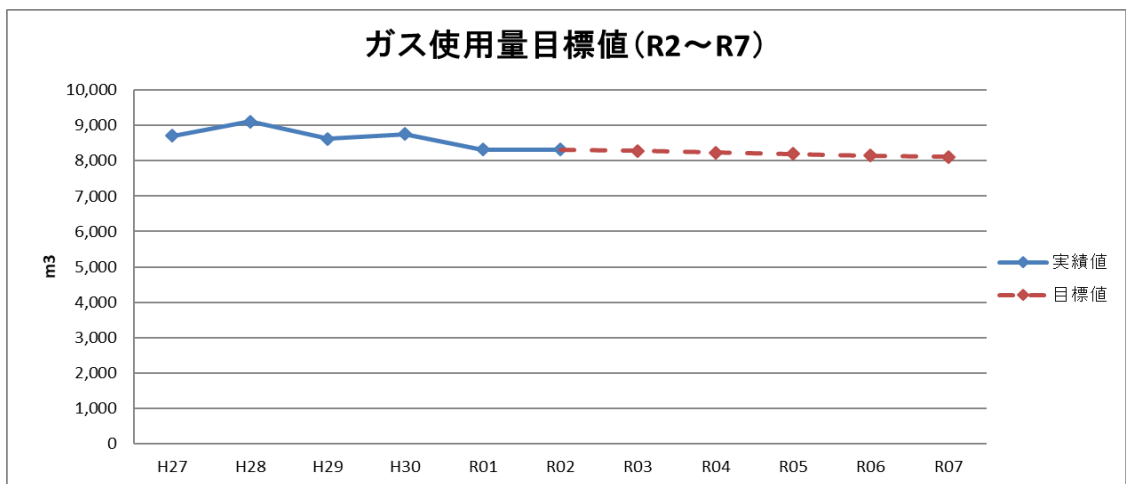
① 電気



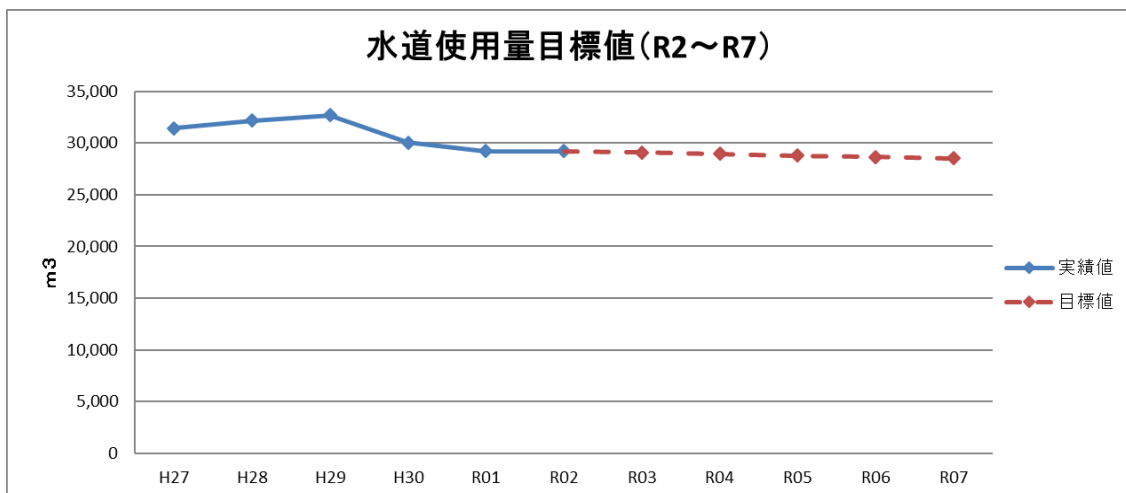
②灯油



③ガス



④水道



(4) 紙類の使用削減

[基本目標] ●事務用紙の使用を効率的に行い、使用量を節減するように努める。

- ① 両面印刷、両面コピーを徹底する。
- ② 広報等の閲覧するものは必要最小限にとどめる。
- ③ ミスコピー紙等の裏面使用に努める。
- ④ 会議資料等を簡素化し、既に配布してある資料等については持参を義務付ける。

(5) ごみの減量化・リサイクルの推進

[基本目標] ●町有施設から排出される廃棄物の量を削減するよう努める。
●紙類・ビン・缶類等は、リサイクルに努め、再資源化率の向上に努める。

- ① 事務用品は大切に使用し、節約に努める。
- ② 使用済み封筒を再利用する。
- ③ 詰め替え可能な製品の積極的な利用に努める。
- ④ 各施設（小・中学校、保育園、公民館等の施設）の生ごみ処理については、電動コンポスト等の使用について推奨、ごみの減量化を推進する。
- ⑤ ごみの分別は次のように行う。
ア. 紙類（新聞紙、雑誌、週刊誌、ダンボール、他紙類）
イ. ビン類（一升、ビール、ワイン、スタミナドリンク）
ウ. 缶類（アルミ、スチール）
エ. ペットボトル

(6) 水質の保全に関する取り組み

- ① 各施設で石けんを使用し、“石けん運動”を推進する。
- ② 洗剤を使用する場合は、量を控える。
- ③ 排水口にグリーストラップを設置する。

(7) 特定フロン等の使用削減・回収に関する取り組み

- ① 町有施設に使用している特定フロン（カーエアコン、冷蔵庫、空調機器等）機器は更新時に併せ、オゾン層への影響の少ない冷媒を使用した機器に更新する。
- ② 空調機器等を廃棄する場合は、冷媒として使用されている特定フロンを回収してから廃棄するよう仕様により徹底する。
- ③ 既に特定フロンを使用している機器については、漏洩防止のため、機器の保守管理を徹底する。

4. 環境に負荷の少ない公共事業に関する取り組み

- ① 事業の構想、計画段階から環境の保全への配慮をはかる。
- ② 工事対象地区周辺にも環境の配慮を行う。
- ③ 間伐材の利用を促進する。
- ④ コンクリート枠材は、熱帯木材を極力使用しない。

- ⑤ 騒音・振動等の公害防止に努める。
- ⑥ 建設副産物のリサイクルを推進し、公共工事の発注にあたっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品の使用に努める。
- ⑦ 省エネルギー型の空調システム、照明機器を採用する。
- ⑧ 断熱、通風に配慮した省エネルギー型建築物を導入する。
- ⑨ 太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用して、電力や熱を供給するシステムを導入する。
- ⑩ 燃焼設備は、より負荷の少ない燃料の利用をはかる。
- ⑪ 木等の植栽を行い、公共施設の緑化保全に努める。

5. 取り組みの対象

この取り組みは、遊佐町役場全ての施設の管理運営と事務事業を対象とする。

Ⅲ 温室効果ガスの削減

1. 削減の目標

〔数値目標〕 ●遊佐町役場の事務事業から排出される二酸化炭素の排出量を令和7年度において令和2年度比で2.5%削減するよう努める。

温室効果ガス排出量削減目標(CO2 換算)

(1) 全体目標

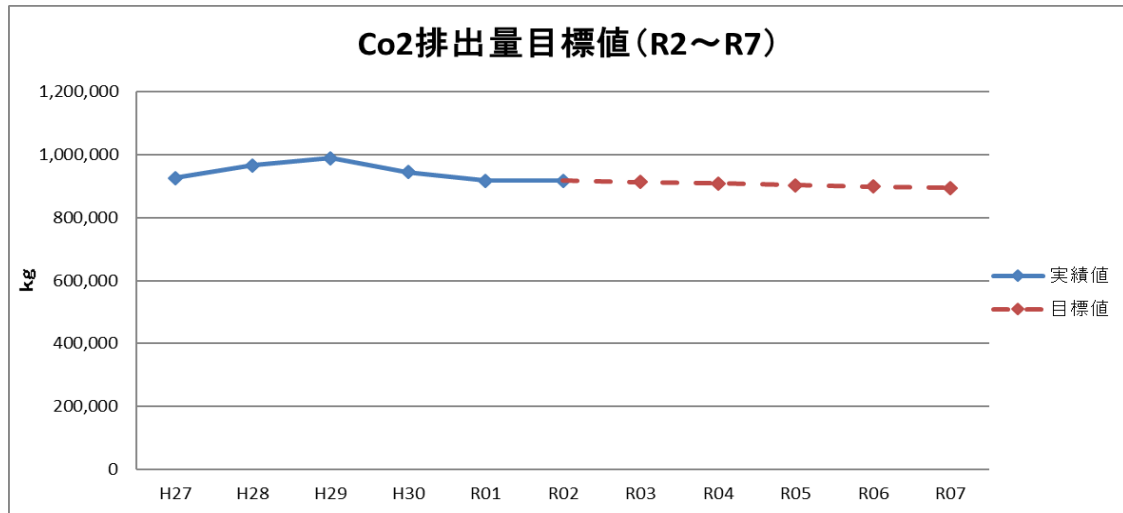
種別	実績値		比較	目標値	削減率
	H27	R2		R7	
Co2 排出量	925,999	917,321	△1%	894,388	△2.5%

(2) 分野別目標

種別	実績値		比較	目標値	削減率
	H27	R2		R7	
電気	391,735	456,628	17%	445,212	△2.5%
灯油	470,091	399,578	△15%	389,588	△2.5%
ガス	56,945	54,389	△4%	53,030	△2.5%
水道	7,228	6,726	△7%	6,558	△2.5%

※ 参考 H27-R1 削減率

年度	電気		灯油		ガス		水道		全体	
	Co2排出量 (kg)	対前年度 削減率	Co2排出量 (kg)	対前年度 削減率	Co2排出量 (kg)	対前年度 削減率	Co2排出量 (kg)	対前年度 削減率	Co2排出量 (kg)	対前年度 削減率
H27	391,735		470,091		56,945		7,228		925,999	
H28	439,467	12%	459,825	-2%	59,550	5%	7,400	2%	966,242	4%
H29	452,643	3%	473,091	3%	56,418	-5%	7,519	2%	989,670	2%
H30	448,584	-1%	431,352	-9%	57,248	1%	6,907	-8%	944,090	-5%
R01	456,628	2%	399,578	-7%	54,389	-5%	6,726	-3%	917,321	-3%
平均値	437,812	4%	446,787.16	-4%	56,910	-1%	7,156	-2%	948,665	0%



2. 取り組みの対象

この取り組みは、遊佐町役場全ての職場において実施する事務事業を対象とする。

IV 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

- (1) 各課（局・室）に「エコ推進員」を置き、所属の職員への周知とこの計画の推進をはかる。
- (2) エコプラ推進会議を設置し、計画の推進、評価、反省、計画の見直しを行う。

2. 財政措置

この計画の実施にあたっての必要な経費は、それぞれの所管課において予算措置等対応する。

3. 職員の意識の高揚

- (1) 職員一人ひとりが環境保全への関わりについて理解し、環境に配慮した取り組みを積極的に進めることができるよう研修を計画的に実施する。
- (2) 環境に関するシンポジウム、研修会へ職員が積極的に参加できるよう配慮する。

4. 実施状況の点検・評価

- (1) 各課（局）長は、毎年1回、各課（局）の実施状況について点検・評価する。
- (2) 各課（局）長は、各課（局）の実施状況の点検・評価について、翌年度の4月末日までにエコプラ推進会議事務局へ報告する。

5. 推進結果の公表

町は、計画および推進の結果について、町民に公表する。

V 遊佐町エコプラ推進会議設置要綱

遊佐町エコプラ推進会議設置要綱

遊佐町訓令第26号

庁 中
出先機関

遊佐町エコプラ推進会議設置要綱を次のように定める。

平成22年4月1日

遊佐町長 時田 博機

遊佐町エコプラ推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 遊佐町エコアクションプランを推進するため、遊佐町エコプラ推進会議(以下、「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について調査研究する。

- (1) ゆざまちエコアクションプランの推進に関する事項
- (2) ゆざまちエコアクションプランの評価、反省、見直しに関する事項
- (3) その他環境の保全に係る調査研究に関する事項

(組 織)

第3条 推進会議は、委員長及びエコ推進員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充て、推進会議を統括する。

3 エコ推進員は、町職員及び町有施設の管理者のうちから町長が任命する。

(会 議)

第4条 推進会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第5条 推進会議に事務局をおき、第2条に規定する事項に必要な資料の収集、調査等を行う。

2 事務局員は、遊佐町エコプラ推進会議主管課の職員をもって充てる。

第6条 この規定に定めるもののほか、推進会議の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。